

北播磨総合医療センター企業団職員の自己啓発等休業に関する条例

〔平成28年2月19日〕
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 企業長は、職員としての在職期間が2年（第4条（第1号を除く。）に規定する大学等教育施設における大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）の場合は1年）以上である保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師である職員が大学等課程を履修するために自己啓発等休業を申請した場合又は職員としての在職期間が2年以上である職員が国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のために自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては2年、国際貢献活動のための休業にあっては3年を超えない範囲内において企業長が定める期間とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院のうち、一般社団法人日本看護系大学協議会が定める高度実践看護師教育課程認定規程（平成10年6月26日制定）で規定する専門看護師教育課程を置くもの
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該

大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び別科、同法第97条に規定する大学院、及び同法第108条第3項に規定する短期大学を含む。)のうち、助産に関する課程を置くもの

- (3) 学校教育法第124条に規定する専修学校のうち、助産に関する課程を置くもの
- (4) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第3号の規定に基づき都道府県知事が指定した助産師養成所
(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると企業長が認めるもの
(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、企業長に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、企業長から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について企業長に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 企業長は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることで、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給を行う日として企業長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 2 北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成25年北播磨総合医療センター企業団条例第8号)の一部を次のように改正する。

第23条の次に次の1条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

- 第23条の2 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、いかなる給与も支給しない。